

## ✓ 手話関連情報

### ○宮代町手話奉仕員養成講座

聴覚に障がいのある方のコミュニケーション手段のひとつである手話を学び、聴覚障がい及び聴覚に障がいのある方への理解を深め、日常生活に必要な手話の知識や技術を習得することを目指します。宮代町では入門編、基礎編、レベルアップ編を行っています。



### ○手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚に障がいのある方が病院で受診するときなど必要とするときに手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。



### ○手話マーク

施設の窓口等に掲示することで「手話でコミュニケーションできる人がいる」、本人が身につけることで「手話が必要である」ことを示すマークです。



発行 宮代町福祉課

電話番号 0480-34-1111 ファックス 0480-34-3396

メール fukushi@town.miyashiro.saitama.jp



# 宮代町手話言語条例が できました

## 手話で「宮代町」

宮



指を斜め上に向けて  
両手の指を組み合わ  
せる



お宮の「屋根」をイメージ

代



人差し指を立てた両手を  
前後に向き合わせ、回し  
て位置を入れ替える



人が交替しているイメージ

町



両手の指先を斜めに  
つける動作を左から  
右へ3回繰り返す



町の屋根が並んでいる様子

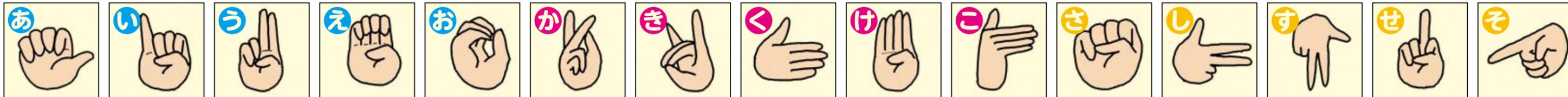
宮代町では、令和5年10月に宮代町手話言語条例を制定しました。

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

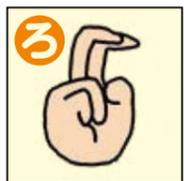
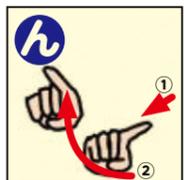
これまで、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが容易にできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

手話が言語であるということを全ての町民が理解し、手話を使って安心して暮らすことができる環境を整え、ともに支え合う地域社会を実現することを目指します。





# 宮代町手話言語条例のポイント



## ○手話言語条例の基本理念とは？

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識の下に実施するものとし、町民が手話により意思疎通を行う権利を有することを尊重することを基本とします。

## ○どんなことをすればいいの？

### ○町の責務

町は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及に努め、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとします。  
例：手話を学ぶ機会の確保、手話による情報の発信、手話通訳者・要約筆記者の派遣

### ○町民の役割

町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に協力するよう努めるものとします。  
例：手話に興味をもつ、手話講座への参加

### ○事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとします。  
例：音声以外による顧客対応、働きやすい環境づくり



指文字  
※日本語の50音を指で表したもの。人名、地名など手話で表現することが困難なときに使われます。



# 聞こえないことで、こんな不便があります！ 聴覚障がい、聴覚に障がいのある方への理解が大切です。

## ○見た目だけでは聴覚障がいがあるとはわからない

聴覚に障がいのある方は見た目では聞こえないということがわからないため、困っていても周りの人に気づいてもらえないことがあります。  
また、後ろから話しかけられても聞こえないため、返事をしなかったときなど、無視したと誤解されることもあります。

やさしく肩をたたいたり、見えるところで手を振るなど合図してください。

## ○周囲の状況がわからない

道を歩いているとき、自動車や自転車の近づいてくる音が聞こえないため、危険な目に遭うことがあります。  
事故や災害が起きたとき、何が起きているのか、どうすればいいのかわからなくて困ることがあります。

文字やジェスチャーで表すなどわかりやすく教えてください。

## ○外出先では

様々な場所で担当者とのコミュニケーションがとりにくいです。

例えば、窓口担当者が手話、筆談、口話\*で対応することができたら、また、手話通訳者が設置されていたら、手続きがスムーズにできます。

\*口話は、ゆっくりとした口の動きから話し言葉を理解し、伝えたいことを声に出して話すコミュニケーション方法です。

